

保育所等の整備促進を税制面から支援します！

# 有料で借り受けた者が保育所等 として使用する土地に対する 固定資産税・都市計画税の減免

## 減免対象

### 次の(1)～(3)までの要件をすべて満たす土地

- (1) 以下のいずれかの用途に使用されていること。
- ・ 認可保育所
  - ・ 認定こども園（幼稚園型を除く。）
  - ・ 認証保育所
  - ・ 小規模保育事業所
  - ・ 事業所内保育事業所（利用定員6人以上）
- (2) 上記(1)の設置者に有料で貸し付けられていること。  
(所有者が設置者に直接貸し付けている場合に限る。)
- (3) 平成28年1月1日から平成33年3月31日までの間に、以下の①及び②が行われたこと。
- ① 当該土地に係る賃貸借契約を新たに締結
  - ② 上記①の契約締結後、保育所等を新規開設

## 減免割合

10割

## 減免期間

5年度分

(新規開設日の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分から適用)



※詳細については、裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

土地が所在する区にある都税事務所



東京都主税局

東京都 有料保育所減免

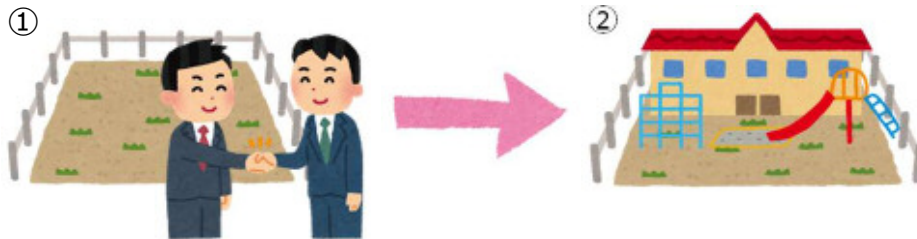


再生紙を使用しています。  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

「リサイクル適性」の表示

減免の対象となる契約形態は、以下の事例A～Cに限ります。

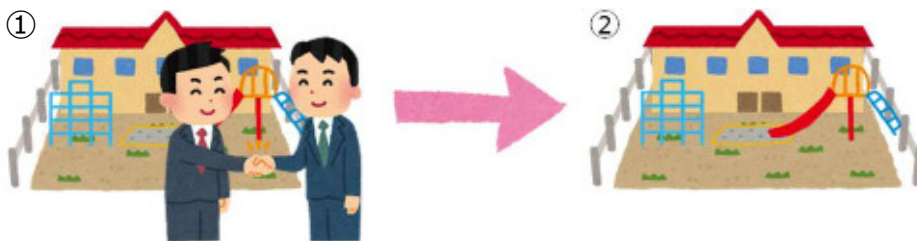
事例A



甲：土地所有者      乙：保育所等設置者

- ①平成28年11月1日以降に甲と乙が土地の賃貸借契約を締結
- ②乙が保育所等を開設

事例B



甲：土地・家屋所有者      乙：保育所等設置者

- ①平成28年11月1日以降に甲と乙が家屋の賃貸借契約を締結
- ②乙が保育所等を開設

事例C



甲：土地所有者      乙：土地賃借人(家屋所有者)      丙：保育所等設置者

- ①甲と乙が土地の賃貸借 (or 無償貸与) 契約を締結
- ②平成28年11月1日以降に乙と丙が家屋の賃貸借契約を締結
- ③丙が保育所等を開設



以下の事例の場合、減免対象外となりますのでご注意ください！

- ・ 移転を伴わず、従前の場所で保育所等へ移行（施設種別の変更）が行われた場合
- ・ 移転を伴わず、従前の場所で保育所等の設置者変更が行われた場合
- ・ 平成28年10月31日以前に締結した契約を解除し、再契約した場合